

平成29年度保険料率について

- ・平成29年度平均保険料率について …P1
- ・平成29年度激変緩和措置について …P4
- ・協会けんぽの収支見込(医療分) …P5
- ・平成29年度介護保険料率について …P6
- ・平成29年度京都支部保険料率について…P8
- ・保険料率算定にかかる基礎データ …P17

平成 29 年度保険料率について

平成 28 年 12 月 6 日
全国健康保険協会運営委員会

当委員会においては、本年 9 月から 4 回にわたり、協会の 5 年収支見通しや医療費の動向・関連する制度改正等を踏まえて議論を行ってきた。また、支部評議会においても同様に議論が行われており、その意見の概要については別紙のとおりである。これらを踏まえた当委員会での主な意見は以下のとおりである。

1. 平均保険料率

【これまでの検討の経過】

- 全国健康保険協会が管掌する健康保険の保険料率については、健康保険法第 160 条第 1 項において、支部を単位として協会が決定するものとされ、同条第 3 項において、「都道府県単位保険料率は、…毎事業年度において財政の均衡を保つことができるものとなるよう」算定する（いわゆる単年度収支均衡）ものとされている。また、同条第 5 項においては、協会は 2 年ごとに 5 年間の収支見通しを作成し、公表するものとされている。
- これらの規定の趣旨は、次のとおりである（平成 27 年 11 月 25 日の当委員会における厚生労働省の説明）。
 - ・ 政管健保時代は黒字基調を前提とし、5 年間の中期財政運営が定められていたが、その後状況は大きく変わり、医療費の伸びが賃金の伸びを上回る赤字基調となった。そこで協会を設立した際に、赤字の場合に速やかに対応できるよう規定が修正されたものである。
 - ・ したがって、赤字基調の中では機動的、弾力的に対応できるように単年度収支均衡とする一方、今後 5 年間の状況も見た上で考えるという趣旨であり、これは赤字であってはならないということであって、黒字であるから保険料率を引き下げなければならないといったことまでは意味していない。

- このようなことから、黒字基調の下では、協会における保険料率の設定においては裁量の幅があり、財政の状況について短期で考えるか中長期で考えるかは選択の問題である。さらに、中長期といっても、今回の検討では、5 年収支見通しにおいて、5 年以内に収支が赤字となるケースもあったため、より期間を長くとり、一部の試算について 10 年収支見通しを作成して、それらを踏まえて議論を行った。
- 毎年度の収支の見込みに基づき、毎年度厳密な単年度収支均衡により保険料率を上げ下げするという考え方が一方にあり、もう一方では単年度に限定せず、複数年に亘るバランスを考える（複数年とは 2 ～ 5 ～ 10 年）という考え方があり、保険料率の水準の設定の議論は、主にこれらの考え方の違いによる。

【平成 29 年度保険料率に係る運営委員会における主な意見】

以下の理由を踏まえ、中長期的に安定した保険財政運営を行うためにも、平均保険料率の 10% を維持すべきとの意見があった。

- ・ 依然として残る協会財政の脆弱性、賃金や加入者数の動向、さらに医療費、特に高額薬剤の動向などの不確定要素が多い。
- ・ 平均保険料率の 10% が負担の限界水準である。
- ・ 保険料率を引き下げた場合、引き上げざるを得ないときの上げ幅が大きくなる。
- ・ 頻繁な保険料の上げ下げは行うべきではない。

一方、

- ・ 一度平均保険料率を引き下げたとして複数年度は法定準備金を上回る水準を維持できるため、一旦平均保険料率を引き下げることを選択肢の一つである。
- ・ 法定準備金が 2 倍以上に積みあがっているのであれば保険料率は引き下げるべきである。

との意見があった。

なお、

- ・ 協会の財政については単年度収支均衡という考え方もあるが、協会の特性である財政基盤の脆弱性や、セーフティネットとして国庫補助が入っていることなどを検討の際、十分考慮に入れるべきである。
- ・ 保険料は加入者及び事業主が負担していることから、保険料率の決定においては、その趣旨が十分に加入者及び事業主に理解いただけるよう、丁寧かつ分かりやすい説明を行う必要がある。

・ 保険料率の決定に係る財政当局の反応も踏まえた対応が必要。
との意見もあった。

2. 都道府県保険料率を考える上での激変緩和措置

現行の解消期限（平成 31 年度末）を踏まえて計画的に解消していく観点から、平成 29 年度の激変緩和率は 5.8/10 とすべきとの意見があった。

また、激変緩和措置の解消期限は踏まえつつも比較的緩やかに解消を図り、最終年度で残りの分を解消すべきとの意見があった。

3. 保険料率の変更時期

平成 29 年 4 月納付分からで特段の異論はなかった。

平成29年度の保険料率について ＜支部評議会における主な意見＞

意見の概要

1. 29年度の平均保険料率について(P1～)

① 平均保険料率10%を維持するべきという支部	14 支部
② ①と③の両方の意見のある支部	19 支部
③ 引き下げるべきという支部	14 支部

2. 29年度の激変緩和措置について(P20～)

① 激変緩和措置を早期に解消するべきという支部	2 支部
①と②の両方の意見のある支部	6 支部
② 激変緩和措置を計画的に解消するべきという支部	25 支部
②と③の両方の意見のある支部	5 支部
③ 激変緩和措置の解消を可能な限り緩やかに するべきという支部	7 支部

(「意見なし」「その他」が各1支部)

3. 保険料率の変更時期について(P24～)

4月納付分からの改定が望ましい	40 支部
その他	5 支部

(「意見なし」が2支部あり)

4. その他(P26～)

29 支部

※ 第78回運営委員会(10/17)後に開催された47支部の評議会(10/18～11/2)の中で出された
主な意見として支部から提出されたものを整理した。

(別添)

第 80 回全国健康保険協会運営委員会 (28 年 12 月 6 日)

議事録 (抄)

(理事長)

～ (略) ～

今回の議論に当たりましては、先ほどおまとめいただきました資料にもありますとおり、協会の保険料率の設定には裁量の幅がある中で、より中長期の財政状況も踏まえながらご議論いただけるよう、10 年間の収支見直しをお示するとともに、委員の皆様からのご提案に基づき、協会を含めた医療保険制度全体の動向や関連する制度改正についても併せてお示しすることにより、より総合的な観点から丁寧な検討をしていただけたものと考えております。

委員の皆様からのご意見につきましては、先ほどの資料にもありますとおり、平均保険料率に関して、10%維持と引き下げの両方のご意見をいただきました。協会といたしましても、それぞれのご意見に説得力があり、一方で、最終的にはそれらの意見を踏まえた上でいずれかの方針を決定しなければならないことから、非常に苦渋の決断をしなければならないと考えております。

この場をお借りして、これまでのご議論を踏まえた協会としての考え方を述べさせていただきますので、

- ・医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという、依然として残る協会財政の脆弱性
- ・賃金、加入者数、高額薬剤などの医療費の動向といった不確定要素

を勘案すれば、協会の保険料率については、昨年も申し上げましたとおり、中長期的に安定的な財政運営を見通せるとともに、加入者や事業主の皆様、ひいては国民の皆様にとって十分にご理解いただける保険料率とする必要があると考えております。

また、加入者全体で支え合う「共助」という医療保険の性質や、協会の保険財政運営の持続可能性を考えれば、可能な限り長期にわたって負担の限界である平均保険料率の 10%を超えないようにする必要があるということは申し上げるまでもありません。

このような観点に加え、本委員会でもご意見をいただきましたが、協会の保険料率の検討を行う際には、医療保険のセーフティネットとして国庫補助が行われているといった点も考慮し、そのような制度的特性への影響についても配慮する必要があると考えております。

また、協会の準備金については、平成 27 年度決算で 1 兆 3,100 億円、保険給付費等の約 1.9 カ月分が積み立てられている状況であり、当委員会におきましてもそうした状況に関して保険料率を引き下げるべきとのご意見をいただきました。

一方、政管健保時代に最も余裕のあった平成 4 年度の状況を振り返りますと、準備金は 1 兆 4,935 億円、保険給付費等の約 3.9 カ月分と現在よりも多くの積み立てがなされておりました。

しかしながら、バブル崩壊の影響等により、わずか 4 年後の平成 8 年度には準備金は半分以下の 6,260 億円まで減少し、平成 9 年度は枯渇する見通しとなりました。このため、平成 9 年度には制度改正によりこれを回避しましたが、わずか 4～5 年で今よりも余裕のあった財政が窮迫したという歴史があったことは忘れてはならないと考えており、準備金水準については慎重に見込んでいく必要があると考えております。

こうした考え方を総合しますと、協会といたしましては、来年度の保険料率については、平均保険料率 10%を維持したいと考えております。

また、激変緩和率については、現行の解消期限 (平成 31 年度末) を踏まえて計画的に解消していく観点から、10 分の 5.8 とし、10 分の 1.4 の引き上げを厚生労働省に要望したいと考えております。

保険料率の変更時期については、平成 29 年 4 月納付分からしたいと考えます。

協発第 161213-01 号

平成 28 年 12 月 13 日

厚生労働省保険局長

鈴木 康裕 様

全国健康保険協会

理事長 小林 剛

平成 29 年度の激変緩和措置について

平成 29 年度の激変緩和措置については、本年 9 月から計 4 回にわたり、全国健康保険協会運営委員会において議論を行っていただきました。これまでの議論を踏まえ、平成 29 年度の激変緩和措置については、下記の事項について所要の検討を進めていただきますよう、よろしく願いいたします。

記

平成 29 年度の激変緩和率については、現時点における激変緩和措置の期限が平成 31 年度末とされていることを踏まえ、その期限までに均等に引き上げていくことができるよう、10 分の 5.8 とすること。

協会けんぽの収支見込(医療分)

(単位：億円)

		27年度	28年度	29年度	備考
		決算	直近見込 (28年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (28年12月)	
収入	保険料収入	80,461	84,162	86,784	24-28年度保険料率： 10.00% 29年度保険料率： 10.00%
	国庫補助等	11,815	11,905	11,357	
	その他	142	149	148	
	計	92,418	96,216	98,289	
支出	保険給付費	53,961	55,963	58,386	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;"> 拠出金対前年度比 + 640 + 520 } + 1,160 + 32 </div>
	老人保健拠出金	1	0	0	
	前期高齢者納付金	14,793	14,885	15,525	
	後期高齢者支援金	17,719	17,699	18,219	
	退職者給付拠出金	1,660	1,093	1,125	
	病床転換支援金	0	0	0	
	その他	1,832	1,980	2,614	
	計	89,965	91,621	95,870	
単年度収支差		2,453	4,595	2,419	○29年度の単年度収支を均衡させた場合の保険料率 29年度均衡保険料率： 9.72%
準備金残高		13,100	17,695	20,113	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

介護保険の平成29年度保険料率について

介護保険の保険料率については、単年度で収支が均衡するよう、介護納付金の額を総報酬額で除したものを基準として保険者が定めると健康保険法で法定されている。

29年度は、28年度末に見込まれる剰余分(202億円)も含め、単年度で収支が均衡するよう1.65%(4月納付分から変更)とする。

※ 29年度政府予算案では、介護納付金は9,914億円と前年度比で411億円の増加の見込み。

(参考)

健康保険法160条16項

介護保険料率は、各年度において保険者が納付すべき介護納付金(日雇特例被保険者に係るものを除く。)の額(協会が管掌する健康保険においては、その額から第153条第2項の規定による国庫補助額を控除した額)を当該年度における当該保険者が管掌する介護保険第2号被保険者である被保険者の総報酬額の総額の合算額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

各年度の介護保険料率は、次の算式により得た率を基準として、保険者が定めることとなっている。

$$\text{介護保険料率} = \frac{\text{介護納付金の額} - \text{国庫補助額等}}{\text{介護保険第2号被保険者(40歳～64歳)の総報酬額総額の見込}}$$

1.58%から29年4月以降に1.65%へ引き上げた場合の29年度の保険料負担の影響(被保険者1人当たり、労使折半前)

〔年額〕 2,950円(66,586円 → 69,536円)の負担増

〔月額〕 246円(5,549円 → 5,795円)の負担増

(注1) 標準報酬月額を312,333円、賞与月額を年1.493月とした場合の負担を算出したものである。

(注2) 「年額」は29年度(12か月分)の影響額であり、「月額」については「年額」の影響を12で除したものである。

協会けんぽの収支見込(介護分)

(単位：億円)

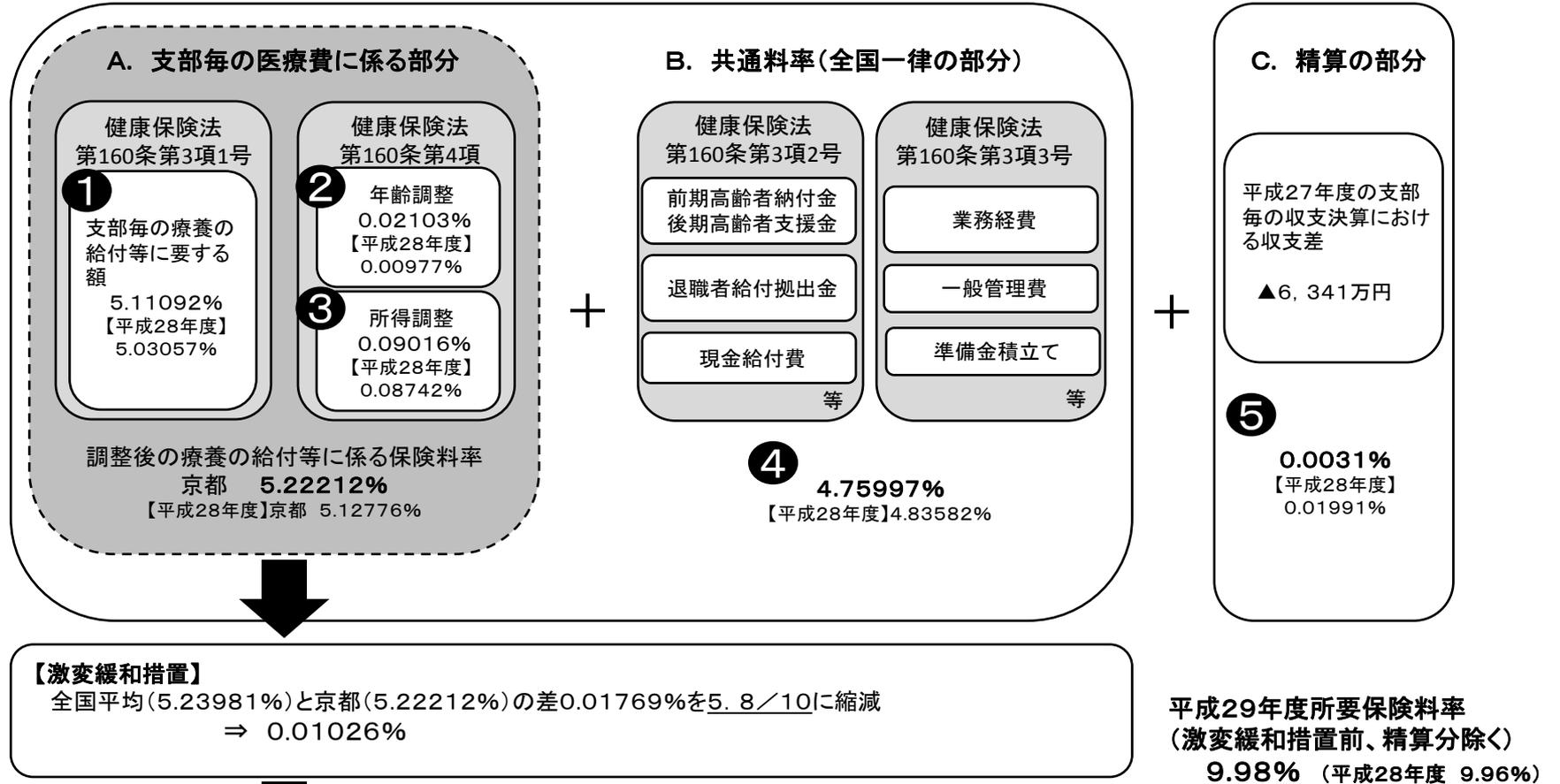
		27年度	28年度	29年度	備考
		決算	直近見込 (28年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (28年12月)	
収入	保険料収入	7,498	7,872	8,545	28年度保険料率： 1.58% 29年度保険料率： 1.65% 納付金対前年度比 ⇒ + 411
	国庫補助等	1,471	1,557	1,174	
	その他	0	0	0	
	計	8,969	9,429	9,719	
支出	介護納付金	8,971	9,503	9,914	
	その他	0	0	0	
	計	8,971	9,504	9,914	
単年度収支差		△ 3	△ 75	△ 195	
準備金残高		276	202	7	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

1. 平成29年度都道府県単位保険料率算定のポイント

- 平成29年度は、平成27年度の各支部の医療給付費等の実績に基づき、新たな保険料率に見直す
- 平均保険料率は10%
- 激変緩和率は5.8／10
- 4月納付(3月賦課)分の保険料率から新たな保険料率に変更

平成29年度京都支部保険料率



都道府県単位保険料率(平成29年度京都支部保険料率)

$$\left(\begin{array}{l} \text{全国平均保険料率} \\ \text{(共通料率を除く)} \\ 5.23981\% \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{全国平均保険料率} \\ \text{(共通料率を除く)} \\ 5.23981\% \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{支部毎の医療費に} \\ \text{係る部分(京都)} \\ 5.22212\% \end{array} \right) \times \frac{5.8}{10} + \left(\begin{array}{l} \text{共通料率} \\ \text{(全国一律の部分)} \\ 4.75997\% \end{array} \right) + \left(\begin{array}{l} \text{精算の部分} \\ 0.0031\% \end{array} \right) = \underline{\underline{9.99\%}}$$

【小数点第3位四捨五入】

※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある

1

支部毎の療養の給付等に要する額

【京都支部の場合】

(支部医療給付費)
1,046億1,770万円

=

支部毎の療養の給付
等に要する料率

(支部総報酬額)
2兆469億4,402万円

5.11092%

2

年齢調整

【京都支部の場合】

年齢構成が全国平均より低い ⇒ 保険料率を上げる方向に調整される

(平均給付費)
1,054億1,041万円

-

(標準給付費)
1,049億7,987万円

=

(年齢調整額)
4億3,054万円

【平均給付費】

(全国の加入者1人あたり医療費) × (京都支部加入者数の合計)

【標準給付費】

(全国の各年齢階級の1人あたり給付費) × (京都支部の各年齢階級の加入者数)の合計

(年齢調整額)
4億3,054万円

(支部総報酬額)
2兆469億4,402万円

=

年齢調整率

0.02103%

3

所得調整

【京都支部の場合】

所得（標準報酬月額）が全国平均より高い
⇒ 保険料率を上げる方向に調整される

全国合計給付費を総報酬按分した額
1,072億5,602万円

-

平均給付費（P11参照）
1,054億1,041万円

=

所得調整額
18億4,561万円

4兆5,455億6,885万円
（全国給付費）

×

（京都支部総報酬額）
2兆469億4,402万円
（全国総報酬額）
86兆7,506億705万円

=

全国合計給付費を総報酬按分した額
1,072億5,602万円

京都支部総報酬額の
全国に占める割合

約2.36%

（所得調整額）
18億4,561万円

（支部総報酬額）
2兆469億4,402万円

=

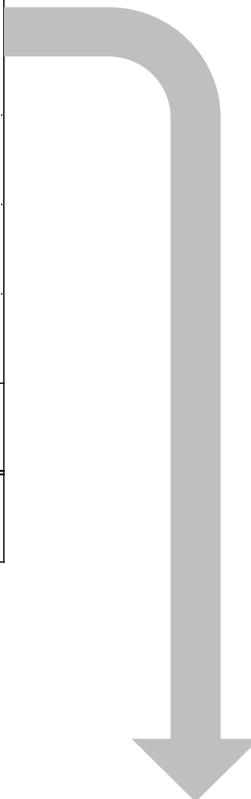
所得調整率

0.09016%

共通料率(A + B - C)	4.76 %
A. 第2号都道府県単位保険料率	4.22 %
B. 第3号都道府県単位保険料率	0.56 %
C. 収入等の率	0.02 %
第1号平均保険料率	5.24 %
計	10.00 %

・ 共通料率(B)の第3号都道府県単位保険料率及び共通料率(C)の収入等の率には、平成27年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算分は含まれていない。

また、共通料率(B)の第3号都道府県単位保険料率には支部ごとの特別計上分が含まれていない。



共通料率

4.75997%

5

精算の部分

平成27年度の都道府県支部別の収支差

平成29年度の都道府県単位保険料率の算定においては、平成27年度の都道府県支部ごとの収支における収支差について精算する必要がある。

当該精算額の数値がプラスの場合は収入の「その他収入」に加算し、マイナスの場合は絶対値の額を支出の「第3号経費」に加算する。

(百万円)

1 北海道	713	25 滋賀	▲85
2 青森	76	26 京都	▲63
3 岩手	225	27 大阪	▲259
4 宮城	126	28 兵庫	▲300
5 秋田	▲165	29 奈良	3
6 山形	▲229	30 和歌山	▲181
7 福島	219	31 鳥取	▲100
8 茨城	▲240	32 島根	▲127
9 栃木	▲166	33 岡山	▲125
10 群馬	▲332	34 広島	145
11 埼玉	44	35 山口	61
12 千葉	22	36 徳島	▲3
13 東京	1,567	37 香川	▲117
14 神奈川	526	38 愛媛	▲241
15 新潟	288	39 高知	▲180
16 富山	68	40 福岡	267
17 石川	▲18	41 佐賀	▲216
18 福井	▲130	42 長崎	▲291
19 山梨	▲312	43 熊本	133
20 長野	▲226	44 大分	▲117
21 岐阜	49	45 宮崎	11
22 静岡	▲58	46 鹿児島	▲412
23 愛知	218	47 沖縄	141
24 三重	▲206	全国計	0

$$\text{保険料率換算} = \frac{\text{支部別収支差}}{\text{支部総報酬額}}$$

支部別収支差 (京都)	支部総報酬額	保険料率換算
▲6,341万円	2兆469億4,402万円	0.0031%

平成29年度保険料率算定時に

0.0031%
の保険料率引上げが必要

京都支部の平成27年度の収支 【医療分】 (協会会計と国会計の合算ベース)

		平成27年度決算 <small>単位: 百万円</small>
収入	保険料収入	190,184
	その他収入(協会、国)	327
	計	190,511
支出	医療給付費(国庫補助除)	99,974
	現金給付費	8,897
	前期高齢者納付金等	71,714
	業務経費	2,411
	一般管理費	721
	その他支出(協会、国)	561
	準備金積立て	4,858
	平成25年度の収支差の精算	371
	特別計上費	0
	計	189,507
単年度収支差		1,004
単年度収支差(全国の収支差を按分)		1,067
地域差分		▲ 63
保険料率(四捨五入前)		10.02% (10.01706%)

収支差の精算

25年度の都道府県ごとの実績の収支差(医療給付費の地域差分)の精算分(292百万円)及び25年度の都道府県単位保険料率を凍結したことに伴う精算分(79百万円)の合計。

医療給付費等地域差分

加入者一人あたり医療給付費(全国との差分)の実績が保険料率算定時の見込みから乖離した影響等を表す。

(但し、平成27年5月分より変更)

平成29年度都道府県単位保険料率における
保険料率別の支部数
(暫定版)

保険料率 (%)	支部数
10.47	1
10.24	1
10.22	2
10.19	1
10.18	2
10.17	1
10.16	1
10.15	1
10.14	1
10.13	2
10.11	2
10.10	1
10.06	2
10.04	2
10.02	1
10.00	1
9.99	4
9.97	2
9.96	1
9.95	2
9.94	1
9.93	2
9.92	3
9.91	1
9.89	2
9.87	1
9.85	1
9.82	1
9.81	1
9.80	1
9.76	1
9.69	1

21

25

注.平均保険料率10.00%、激変緩和率10分の5.8として算定

平成29年度都道府県単位保険料率の
平成28年度からの変化
(暫定版)

平成28年度保険料率 からの変化分		支部数
料率(%)	金額(円)	
+0.14	+196	1
+0.13	+182	1
+0.10	+140	1
+0.09	+126	2
+0.08	+112	3
+0.07	+98	2
+0.06	+84	3
+0.05	+70	2
+0.04	+56	2
+0.03	+42	3
+0.02	+28	2
+0.01	+14	2
0.00	0	3
▲0.01	▲14	6
▲0.02	▲28	1
▲0.03	▲42	2
▲0.04	▲56	3
▲0.05	▲70	3
▲0.07	▲98	1
▲0.08	▲112	1
▲0.10	▲140	1
▲0.11	▲154	1
▲0.12	▲168	1

24

20

注1.「+」は平成29年度保険料率が平成28年度保険料率よりも上がったことを示しており、「▲」は下がったことを示している。

2. 金額は、標準報酬月額28万円の者に係る保険料負担(月額;労使折半後)の増減である。

平成29年度都道府県単位保険料率 算定にかかる基礎データ

○ 都道府県支部別・年齢階級別 加入者数(平成29年度見込み)

(百人)

	合計	0～4	5～9	10～14	15～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65～69	70～
全 国	382,520	19,759	20,892	21,467	22,756	25,404	27,290	30,664	34,410	38,306	32,349	29,412	27,980	27,094	17,485	7,252
1 北 海 道	18,166	819	877	947	1,032	1,129	1,163	1,340	1,584	1,788	1,567	1,512	1,477	1,572	1,014	344
2 青 森	4,498	204	227	263	292	283	276	341	391	423	385	392	388	347	200	87
3 岩 手	4,325	202	225	250	272	276	271	325	369	386	349	365	383	359	202	91
4 宮 城	7,426	373	395	408	430	483	531	628	689	689	573	556	588	586	358	139
5 秋 田	3,486	149	170	186	208	200	206	259	303	300	276	303	338	320	184	85
6 山 形	4,022	195	215	231	251	256	269	314	349	344	308	332	364	329	182	82
7 福 島	6,749	329	359	392	432	482	488	533	584	587	510	538	572	525	292	127
8 茨 城	6,643	330	358	380	410	452	470	543	603	662	567	504	496	468	277	123
9 栃 木	5,229	261	291	300	305	339	377	432	488	524	427	383	393	376	233	102
10 群 馬	6,099	299	340	364	383	401	403	464	540	621	526	456	438	444	290	129
11 埼 玉	12,243	592	667	705	742	809	817	918	1,096	1,333	1,161	947	837	811	553	255
12 千 葉	8,435	417	448	469	488	546	582	659	750	894	770	642	579	588	416	189
13 東 京	42,303	2,039	2,003	1,947	2,048	2,829	3,504	3,886	4,131	4,452	3,769	3,251	2,848	2,913	1,923	758
14 神 奈 川	14,458	710	771	792	811	894	985	1,139	1,334	1,593	1,380	1,138	966	967	681	297
15 新 潟	8,482	422	457	482	536	551	551	637	746	795	700	675	697	668	392	173
16 富 山	4,240	204	234	254	263	264	265	308	379	452	364	324	313	318	217	81
17 石 川	4,512	236	256	267	280	295	306	343	400	469	373	335	328	319	220	85
18 福 井	2,998	153	170	177	193	200	201	222	256	285	239	236	232	219	147	65
19 山 梨	2,531	126	137	148	164	173	168	186	212	243	222	204	191	182	117	58
20 長 野	6,608	338	374	396	416	434	428	486	580	656	564	512	503	477	305	140
21 岐 阜	7,529	395	442	469	499	497	489	551	645	762	652	600	549	507	325	149
22 静 岡	10,141	507	561	581	613	655	682	775	888	1,020	876	798	758	729	483	215
23 愛 知	24,258	1,295	1,369	1,385	1,484	1,744	1,838	1,984	2,203	2,558	2,125	1,837	1,586	1,465	953	432
24 三 重	5,097	259	282	294	320	360	361	393	442	502	435	414	378	338	219	99
25 滋 賀	3,569	197	206	213	217	242	260	283	321	356	288	264	251	242	160	67
26 京 都	8,871	464	484	488	512	603	670	721	819	926	758	662	582	564	433	185
27 大 阪	32,889	1,758	1,822	1,845	1,953	2,263	2,492	2,699	3,025	3,516	2,907	2,444	2,072	1,997	1,450	646
28 兵 庫	14,898	782	824	848	912	1,000	1,070	1,177	1,317	1,533	1,279	1,154	1,046	1,009	670	277
29 和 歌 山	3,217	173	186	188	195	214	227	252	286	322	271	243	217	216	155	74
30 鳥 取	3,017	151	167	182	204	202	201	222	253	307	277	251	220	191	130	59
31 島 根	2,104	111	116	123	131	135	143	166	185	192	158	163	177	169	97	36
32 岡 山	2,651	142	151	158	167	169	170	198	226	242	197	201	221	218	139	52
33 広 島	7,314	397	420	433	453	504	545	589	651	733	581	524	520	490	336	138
34 山 口	10,834	582	616	626	658	724	761	836	957	1,117	904	798	789	775	501	191
35 徳 島	4,508	227	248	257	277	283	286	338	390	441	368	336	360	370	243	84
36 香 川	2,754	145	147	152	160	180	198	229	250	262	213	207	212	206	135	57
37 愛 媛	3,946	211	224	233	241	255	269	306	360	398	313	286	294	286	194	75
38 高 知	5,417	294	309	316	336	362	384	435	483	528	428	420	419	383	230	90
39 福 岡	2,643	133	144	157	166	164	166	200	241	268	214	206	207	194	129	54
40 佐 賀	18,920	1,092	1,097	1,064	1,105	1,261	1,392	1,593	1,744	1,823	1,481	1,353	1,370	1,358	866	322
41 長 崎	3,071	174	183	187	200	205	210	240	256	259	226	231	248	245	149	58
42 熊 本	4,748	260	271	279	307	309	313	359	391	419	374	388	417	376	208	78
43 大 分	6,422	370	378	371	386	425	472	535	560	556	487	497	529	490	263	103
44 宮 崎	4,345	227	248	253	273	277	286	331	377	404	338	333	353	343	217	84
45 鹿 児 島	4,072	242	254	250	260	257	271	321	354	361	300	312	344	315	173	61
46 沖 縄	6,262	380	384	378	388	410	441	513	531	513	460	490	550	492	248	82
47	5,569	391	386	378	383	410	430	458	471	495	412	391	380	335	175	73

・各支部の年齢階級別加入者数の平成27年度実績に、全国計の加入者数の平成29年度見込みとの比率を乗じて算出。

・数値は、年度の平均値。

○ 都道府県支部別 医療給付費(平成29年度見込み)

(百万円)

1 北海道	240,672	25 滋賀	40,872
2 青森	53,988	26 京都	104,618
3 岩手	50,787	27 大阪	399,361
4 宮城	89,007	28 兵庫	178,857
5 秋田	45,988	29 奈良	38,571
6 山形	48,696	30 和歌山	35,851
7 福島	77,336	31 鳥取	25,138
8 茨城	74,854	32 島根	33,299
9 栃木	60,508	33 岡山	90,145
10 群馬	70,986	34 広島	130,347
11 埼玉	138,510	35 山口	57,277
12 千葉	97,906	36 徳島	35,084
13 東京	482,372	37 香川	50,576
14 神奈川	168,677	38 愛媛	65,509
15 新潟	93,835	39 高知	33,408
16 富山	47,865	40 福岡	237,630
17 石川	54,118	41 佐賀	41,804
18 福井	35,936	42 長崎	60,180
19 山梨	30,483	43 熊本	79,437
20 長野	73,075	44 大分	55,205
21 岐阜	87,594	45 宮崎	48,108
22 静岡	114,167	46 鹿児島	76,067
23 愛知	270,812	47 沖縄	61,912
24 三重	58,143	全国計	4,545,569

- ・ 各支部の医療給付費の平成27年度実績から東日本大震災に伴う窓口負担減免措置による窓口負担減額及び波及増分に係る額を控除した額に、全国計の医療給付費の平成29年度見込みとの比率を乗じて算出。
- ・ 医療給付費については、療養の給付のほか、療養費、移送費を含み、国庫補助金、特別の事情に係る額(原爆医療費及び特別療養担当手当等に係る額等)を控除している。

○ 年齢階級別 加入者1人当たり医療給付費(平成29年度見込み)

(円)

計	118,832
0～4歳	177,173
5～9	87,853
10～14	64,932
15～19	51,689
20～24	49,814
25～29	62,127
30～34	71,718
35～39	77,803
40～44	85,943
45～49	105,490
50～54	136,745
55～59	172,330
60～64	219,304
65～69	285,126
70～74	446,288

- ・平成27年度実績における年齢階級別加入者1人当たり医療給付費から、東日本大震災に伴う窓口負担減免額及び波及増分に係る額を控除して得た額に、全年齢階級計の加入者1人当たり医療給付費の平成29年度見込みとの比率を乗じて算出。
- ・医療給付費については、療養の給付のほか、療養費、移送費を含み、国庫補助金、特別の事情に係る額(原爆医療費及び特別療養担当手当等に係る額等)を控除している。

○ 都道府県支部別 総報酬額(平成29年度見込み)

(百万円)

1	北海道	3,816,928	25	滋賀	799,601
2	青森	863,955	26	京都	2,046,944
3	岩手	873,318	27	大阪	7,689,235
4	宮城	1,600,944	28	兵庫	3,398,060
5	秋田	672,111	29	奈良	676,676
6	山形	831,444	30	和歌山	628,750
7	福島	1,480,440	31	鳥取	420,535
8	茨城	1,544,719	32	島根	544,126
9	栃木	1,191,012	33	岡山	1,610,104
10	群馬	1,364,952	34	広島	2,414,123
11	埼玉	2,880,726	35	山口	999,901
12	千葉	1,996,068	36	徳島	583,325
13	東京	11,250,337	37	香川	855,094
14	神奈川	3,647,896	38	愛媛	1,120,416
15	新潟	1,813,721	39	高知	554,477
16	富山	1,000,207	40	福岡	4,054,170
17	石川	1,027,620	41	佐賀	605,581
18	福井	677,153	42	長崎	943,963
19	山梨	558,080	43	熊本	1,280,844
20	長野	1,455,676	44	大分	875,014
21	岐阜	1,699,240	45	宮崎	789,007
22	静岡	2,379,631	46	鹿児島	1,213,973
23	愛知	5,910,879	47	沖縄	937,651
24	三重	1,171,982		全国計	86,750,607

・平成27年度実績における各支部の総報酬額に、全国計の総報酬額の平成29年度見込みとの比率及び予定保険料納付率約0.994を乗じて算出。

都道府県単位保険料率の算定に係る基礎データについて(平成29年度見込み)

【支出】	(百万円)
法第160条第3項第1号経費	
・医療給付費(国庫補助を除く)	4,545,569
法第160条第3項第2号経費	
・現金給付費等(国庫補助、日雇拠出金を除く)	391,652
・拠出金等(国庫補助を除く)	3,266,349
・前期高齢者納付金	1,330,397
・後期高齢者支援金	1,823,420
・退職者給付拠出金	112,480
・老人保健拠出金	40
・病床転換支援金	12
法第160条第3項第3号経費	
・協会業務経費・一般管理費(国庫補助等を除く)	178,761
・貸付金	224
・雑支出	42,871
・準備金積立て	241,880
*事務経費・雑支出(国)	25,677
合 計	8,692,982

【収入】	
保険料収入	
・保険料収入(一般分)	8,675,061
その他収入	
・貸付金返済収入	224
・雑収入	14,553
*日雇特例被保険者保険料収入	3,296
*雑収入等(国)	38
合 計	8,693,172

(注)・*については、国の予算において計上されるもの。

- ・第1号経費の医療給付費は、特別の事情に係る額(原爆医療費及び療養担当手当等に係る額等)を控除したものであり、当該控除額は第2号経費の現金給付費等に含まれている。
- ・第3号経費及びその他収入において、平成27年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算分は含まれていない。また、第3号経費の業務経費における支部ごとの特別計上分は含まれていない。